

熊本県地方創生会議設置要綱

（目的）

第1条 地方創生の実現に向け、産業界、市町村、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関などの関係者が、課題等の認識共有を図りながら、それぞれが主体となり、将来への取組みを推進するため、熊本県地方創生会議（以下「地方創生会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 地方創生会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- （1）熊本県における総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。以下「県総合戦略」という。）等に係る方向性等に関する事。
- （2）それぞれの立場から地方創生を実現するための取組みの推進に関する事。
- （3）地方創生に向けた機運醸成に関する事。
- （4）その他目的を達成するために必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 地方創生会議は、産業界、市町村、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関等で構成する。

2 設置期間は、施行の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（会長）

第4条 地方創生会議に会長を置く。

- 2 会長は県知事とする。
- 3 会長は地方創生会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が職務を行うことができない場合は、会長が指名した者が、その職務を代理する。

（運営）

第5条 地方創生会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

（庶務）

第6条 地方創生会議の庶務は、企画振興部企画課が処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、地方創生会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年（2015年）3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）3月11日から施行する。